

入院時食事療養費について



当院は入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っております。管理栄養士によって管理された適切な栄養量及び内容の食事を適時、適温で提供いたします。また、医師の発行する食事せんに基づき、高血圧食や糖尿病食をはじめとした適切な特別食を提供しております。

《食事提供時間》

朝食: 8 時 昼食: 12 時 夕食: 18 時

入院時食事療養費 標準負担額 (1食につき)

一般 (70 歳未満)	490 円
指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童	280 円
70 歳以上	490 円
< 低所得者Ⅱ > に該当	
市区町村民税非課税世帯に属する 90 日までの入院	230 円
市区町村民税非課税世帯に属する 91 日以上の入院	180 円
< 低所得者Ⅰ > に該当	110 円

※ 令和 6 年 6 月 1 日より改定されました

副島整形外科病院

令和 6 年 6 月 1 日